

# 農業経営基盤の強化の促進に 関する基本的な構想

令和5年9月

千葉県大網白里市

## 目 次

1) 基本構想の策定の目的	1
2) 基本構想の位置付け	1
3) 基本構想の目標年度	2
4) 基本構想の内容	2
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1. 農業の現状	2
2. 農業構造の動向と課題	2
3. 農業経営基盤の基本方針	3
4. 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標	3
5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
6. 担い手（経営体）の確保・育成について	4
7. 担い手への基本的な支援について	5
8. 優良農地の確保と土地基盤整備について	6
9. 農業生産の取り組みについて	6
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	7
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	8
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	17
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	17
2 市町村が主体的に行う取組	17
3 関係機関の連携・役割の考え方	18
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	18
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	18
1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	18

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	19
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	20
1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項の規定する地域 計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	21
2. 利用権設定等促進事業に関する事項	21
3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	26
4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて 行う農作業の実施の促進に関する事項	29
5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に 関する事項	29
6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	30
7. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項	31
第6 その他	32
別紙1 (第5の2の(1)⑥関係)	33
別紙2 (第5の2(2)関係)	34

## 1) 基本構想の策定の目的

農業は、単なる食料の安定供給という役割にとどまらず、国土の保全や水資源のかん養、人々に安らぎをもたらす豊かな自然環境の確保など、重要な役割を果たしています。

今日の農業は、国際経済のなかで多様化・高度化する食品ニーズに呼応した農畜産物の輸入依存度の増加、新型コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ情勢などによる社会経済活動の変化、さらには高病原性鳥インフルエンザの多発や不正表示事件など食の安全や健全な食生活に対する人々の関心が高まってきており、一方で、今まで生産基盤を支えてきた農業従事者の高齢化と減少化が顕著となり、担い手・後継者不足による遊休農地、不耕作地の増加などが問題視され、たくさんの課題を抱えています。

このように農業は、厳しい経営環境に直面していますが、農業生産活動に新たな価値を見出す動きも芽生え、消費者ニーズに対応した付加価値の高い生産への取り組みや産地ブランド化、高品質・新鮮さを活かした新たな販路の開拓を模索する取り組みなども広がりつつあります。

そこで、国はこのような食料・農業・農村をめぐる情勢の変化を踏まえ、農業政策の基本的な展開方向を示すとともに、今後重点的に取り組むべき政策的課題や基本施策を明らかにするため、令和2年3月に新たな『食料・農業・農村基本計画』を閣議決定しました。

この計画においては、食料自給率の向上と併せ意欲と能力ある担い手（生産者）の育成・確保に軸足を置き、農業者を一律に支援するこれまでの政策を見直し、消費者の視点に立った政策推進を基本に、やる気と能力のある経営を後押しすることにより農業の構造改革を進め、高付加価値型の農業生産、高品質で安全な農産物の供給などを打ち出しています。

また、食料自給率の向上を図るうえで、需要に応じた生産を推進するといった農業生産面での供給者の努力はもとより、消費面においても、今まで以上に「地産地消」を推進していくとともに、消費者自らの“食べることを考える～食育”等、食生活の見直しにも取り組むこととしています。

以上の点を踏まえ、本市における基幹産業としての“農業”における効率的かつ安定的な発展をめざして、農業経営の基本的指標や農用地の利用集積、経営合理化の目標などの基本的な事項を定めることにより、本市の農業及び農村が持続的な発展をしていくための長期的な農政ビジョンとして、基本構想を策定するものです。

## 2) 基本構想の位置付け

基本構想の策定にあたっては、食料・農業・農村基本法に基づいて、令和2年3月に閣議決定された『食料・農業・農村に関する基本計画』並びに農業経営基盤強化促進法に基づく『千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針』（令和5年6月改定）を受けて、本市における農業の効率的かつ安定的な発展をめざして『農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想』を位置付け策定するものです。

### 3) 基本構想の目標年度

この基本構想は、国・県の農業施策の方針並びに、第6次大網白里市総合計画との整合を図りつつ、当面、令和14年度を目標年次とします。

### 4) 基本構想の内容

#### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

##### 1. 農業の現状

本市は、東京都心から約60km、九十九里平野のほぼ中央に位置し、市域は東西が最長部で約14km、南北が最長部で7km、総面積は58.06km<sup>2</sup>となっており、東部に太平洋を望む約3.5kmの海岸線を有しています。

また、西部は駅を中心とした都市化の進むみどり豊かな丘陵部、中部は住宅地が混在する広大な田園部、東部は白砂青松の海岸部という特色ある豊かな自然をもつ風土を有しています。農業作物としては、温暖な気候と平坦な地の利を活かした水稻作が中心で、トマトやキュウリ等の施設野菜の生産を営む農家も数多く見られます。

##### 2. 農業構造の動向と課題

本市の販売農家戸数は、平成27年には841戸でしたが、令和2年では631戸(25.0%減)と減少しました。このうち主業農家は132戸(20.8%)、準主業農家は100戸(15.8%)、副業的農家402戸(63.4%)となっています。

令和2年の農業従事者は、1,495人(平成27年比28.6%減)、このうち実質的な農業の担い手である基幹的農業従事者は835人(平成27年比20.9%減)で65歳以上の者が占める割合は75.4%と年々高齢化が進んでいます(2020年農林業センサス)。

令和3年の農業産出額(推計)は、62億円となっています。部門別では米11.8億円(19.0%)、野菜41.1億円(66.3%)、畜産5.2億円(8.4%)、花き2.7億円(4.4%)と米と野菜の比重が大きく占めています(令和3年農業産出額(推計))。

後継者不足による担い手の減少が顕著となり、優良農地であっても遊休農地化が進行しつつあります。さらには、都市化の進展による農地の宅地化等により、地域農業の持つ多面的機能が低下し、農業を取り巻く環境はますます厳しくなることが予測されます。

##### 3. 農業経営基盤の基本方針

本市は、市民憲章に謳われている「明るく、豊かな、住みよい田園文化都市」として、新しい時代に対応した地域産業の振興を図り、次世代に引き継げる「魅力とやりがいのある都市型農業」の確立を目指します。

また、集落・地域の話し合いにより「地域計画」を策定、推進するとともに、その実行により、農地集積や新規就農、経営継承を促進します。

さらに担い手への農用地の利用集積を図ることを基本に、遊休農地の発生の防止と農用

地としての効率的な利用を目指します。

(1) 若い人が希望を持って取り組める農業の推進

将来の本市の農業を担う若い農業者や意欲ある就農者の意向や努力を助長できるような実情に即応した施策を展開します。

農業委員会や農業協同組合との相互連携を図りながら、効率的で生産性の高い生産基盤の整備や農用地の利用集積等を推進します。

山武農業事務所の指導のもと、創意工夫を凝らした付加価値の高い農産物の生産体制の確立に努めます。

(2) 地産地消の推進、良質で安全・安心な農産物供給体制の推進

消費者ニーズの多様化を踏まえ、減農薬、減化学肥料により栽培された「ちばエコ農産物」に代表される「食」の安全・安心農産物の生産・供給の拡大を図るための施策を展開します。

地産地消を推進するため、朝市や白里遊楽市以外にも消費者と生産者のお互いの顔が見える新たな流通システムの検討・構築を目指します。

(3) 女性農業者の社会参画の推進

女性農業者の各農業政策の決定や経営に参画することを促すとともに、技術水準及び経営管理能力の向上のための研修会・セミナー等を開催し、経営者としての資質向上に努めます。

(4) 地域の創意工夫による魅力ある農村づくり

地域環境保全等の公益的機能を維持できる農業を推進するため、農業者だけではなく多様な主体の参画による、地域の実情に即した営農体制づくりを支援するとともに、グリーン・ツーリズムの推進等によって、都市と農山村との交流を促進します。

#### 4. 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標

本市の「魅力とやりがいのある都市型農業」を確立していくためには、目指すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにしたうえで、自己の経営改善を計画的に進めようとする意欲と能力のある経営感覚に優れた農業者を『担い手』として位置付け、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）となるよう確保と育成に努めます。

また、農業構造の動向に的確に対応し、本市農業の永続的維持・発展を図るためには、次に掲げる目標を概ね5年以内に達成しうる農業者を『担い手』として位置付けるとともに、「3点の確立」を効率的かつ安定的な農業経営体の基本的な育成目標とします。

(1) 個人の自発的な意志に基づいて就業のできる農業の確立

(2) 労働に見合った報酬が得られる職業としての農業の確立

(3) 労働の環境が快適に整備されている職業としての農業の確立

具体的な育成目標としては、主たる従事者1人当たり

年間農業所得 520万円以上

年間労働時間 1,800～2,000時間程度

として、さらに定期的に休日が取得できる経営を育成目標とする。

## 5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

本市の令和4年度の新規就農者は2人であり、過去3年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である野菜の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があるため、農業経営基盤強化促進法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体となるよう確保と育成に努めます。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる40代以下の農業従事者を40万人拡大するという新規就農者の確保・定着目標や千葉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新規就農者数を年間450人確保する目標を踏まえ、本市においては年間2件の青年等就農計画の認定を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で3法人増加させる。

#### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（4に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得270万円程度）を目標とする。

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については山武農業事務所、農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 6. 担い手（経営体）の確保・育成について

### (1) 認定農業者の確保・育成について

本市は、農業委員会、農業再生協議会、山武農業事務所、農業協同組合及び関係機関との相互の連携協力により、農業者への説明等制度の周知徹底を図りつつ、新規認定を推進します。また、経営の安定化に向けた支援策として、栽培技術講習会や研修会等、農業経営改善支援センター機能を充実させ、経営改善計画の達成に向けたフォローアップ体制を確立します。

経営規模の拡大を指向する農業者には、農用地の利用集積、作業受委託等の経営合理化が図れるよう支援体制づくりに努めます。

## (2) 法人化による農業経営体の確保・育成について

個別経営体については、家族経営における資本力の弱小性を克服するため、法人化を推進していきます。

既存の機械共同利用組合や作業受託組織等の任意団体については、経理の一元化など一定の要件を備えた営農組織が、国の施策の対象となる担い手と位置付けられたことから、より安定的に経営を継続できるよう、組織経営体としての経営管理能力の向上を図り、法人経営に移行できるよう関係機関と連携のうえ、法人化を支援していきます。

## (3) 集落営農経営体の確保・育成について

集落内における将来的な農地の利用をテーマに話し合いを進め、意欲的な農業者や自治組織等を中心とした、農地の管理や農作業の受委託など持続的かつ安定的な農業生産が可能となるよう集落を基本単位とした営農組織の発足を支援します。

特に、水稻を中心とする集落営農経営体の育成については、既存の機械共同利用組織や集落、若しくは農業用水系を基本単位とした組織化を推進します。

## (4) 新規農業参入者の確保・育成について

非農家及び他業種からの新規参入者や定年就農（帰農）に対しては、個々の実情に応じた新規参入を可能にすべく、農業委員会及び山武農業事務所と連携した就農等の支援を行います。

## (5) 女性農業者の確保・育成について

女性農業者を地域農業の担い手として着目し、女性ならではの意欲と能力が十分発揮できるよう、家庭における役割分担を明確にしたうえで、家族経営協定制度のPRに努め、協定の締結を推進します。

また、消費者との交流機会を助長し、消費者との相互連携の中から、女性特有の視点や発想による、消費者の多様なニーズを反映させた新たな農業生産・販売形態（直売、契約販売等）を模索研究し、地域の農業生産の活性化を図ります。

## (6) 高齢農業者の確保・育成について

高齢者が持つ地域の農業生産に係わる、伝統や地域特産物の加工技術等に関する豊かな知識と優れた技能を継承してもらうため、生涯学習活動や校外学習などを通じ、若年世代や非農家との交流機会の創出を図ります。

## 7. 担い手への基本的な支援について

### (1) 資金の融資に係る支援

借入れ金利の低い農業制度融資（農業経営基盤強化資金・農業近代化資金・農業改良資金）制度のPRと、関係機関と連携して融資実行の迅速化を図ります。

### (2) 農地の利用集積に係る支援

農地の利用について、農業委員を中心とした農地の利用権設定意向の状況把握と集落単位での集積の話し合いを推進することにより、農地の利用集積を促進します。

また、遊休農地や遊休化すると見込まれる農地については、農地中間管理機構による機能を活かして、積極的に借入れ、貸付け事業を推進します。

これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するため



の「未来の設計図」となる「地域計画」と整合が取られるよう推進します。

### (3) 補助労働力の確保に係る支援

農業経営体を労働力の面から支援するため、農業委員と連携して地域における担い手に作業委託の斡旋等、労働力の調整を推進します。

また、畜産部門においては、定期休暇など取得が困難な状況にあるため、酪農ヘルパー制度の充実を図ります。

### (4) 認定農業者に係る支援

認定制度については、望ましい経営の育成施策の中心として位置付け、農業委員会の支援により、認定農業者への農用地の利用集積を推進します。

また、認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、各施策が認定農業者に対して集中的重点的に実施されるよう努め、農業経営改善支援センターを通じて国・県等関係機関、関係団体と連携した諸制度の積極的活用を図ります。

## 8. 優良農地の確保と土地基盤整備について

### (1) 優良農地の確保について

優良農地を集団的に保全・確保することにより、農業経営体が意欲をもって効率的に農業に取り組めるよう、無秩序な土地利用の防止に努め、地域の実情に即して保全すべき農地の区域を明確にし、必要な優良農地の確保を図ります。

### (2) 土地基盤整備について

#### ① 土地基盤整備の現状

本市のほ場整備率は、約90%であり、ほ場の区画を30アールとする団体営及び県営ほ場整備事業が行われてきました。しかしながら、用水の絶対量が不足していることから、ほ場の整備と併せて両総用水事業の推進により用排水施設の整備を促進し、水源の安定的確保と用水管理の合理化を推進してきました。

#### ② 土地基盤整備の基本的な方向

国際化の進展に伴い、農業の国際競争力を高めるには生産コストの低減のため、ほ場の大区画化など大規模経営の条件整備が重要です。

また、水田の汎用化を図るため、各種土地改良事業を導入し、幹線用排水路を整備し、用排水不良地域の解消に努め、水利用の合理化を図ります。

さらに、農業生産振興のため広域農道の整備を促進していきます。

## 9. 農業生産の取り組みについて

### (1) 基本的な取り組みについて

農畜産物生産の基本的な推進方向は、消費者ニーズを意識し、安全で新鮮な農畜産物を適正な価格で安定生産・供給するために、品質・収量の維持向上並びに省力化・低コスト化を推進します。

また、「環境にやさしい農業」を推進するため、「ちばエコ農産物」の生産・供給の拡大を奨励するとともに、残留農薬のポジティブリスト制度が平成18年5月から施行されたことに伴い、農薬・肥料の使用に際しても生産履歴簿への記帳を関係機関と連携して取り組みます。

さらに、地産地消を推進するため、朝市や白里遊楽市以外にも消費者と生産者のお互いの顔が見える新たな流通販路の検討に取り組みます。

## (2) 主要作物の取り組みについて

### ① 水稻

平成23年度から始まった経営所得安定対策に的確に対応するため、消費動向を踏まえた需給調整と併せて売れる米づくりを推進し、産地としての生き残りを目指すことが必要と考えます。

そのためには、生産者が消費者のニーズを的確に把握することはもちろんのこと、生産履歴の記帳、減農薬や減化学肥料、有機栽培など生産情報を的確に消費者に提供を行うことで有利販売が可能となることから、「環境にやさしい」エコ米の生産奨励に取り組みます。

また、農業従事者の減少や高齢化が進む中でも、主食としての米の生産が将来も安定的かつ継続的に行われるよう、農作業の受委託や機械の共同利用化を促進しながら集落営農への合意形成に取り組みます。

### ② 野菜

キュウリ、トマト、ナス、ネギ、タマネギ、シシトウ、トウモロコシは、主要品目として位置付け、品質・収量ともに安定し、消費者ニーズにも即応した、減農薬や減化学肥料、有機栽培による付加価値の高い野菜生産を奨励するとともに、ブランド化も視野に入れた生産・供給体制の確立に取り組みます。

また、労働力不足の解消・生産コストの低減を図るため、省力型機械の導入や経営体の実情に応じた施設化の推進に取り組みます。

### ③ 花き・果樹類及び林産物

花き・果樹類及び林産物は、贈答や嗜好品的な要素が強く、また、市の特産品としても期待されることから、生産技術の普及と販路確保を重点として取り組みます。

また、生産者同士の情報交換や連携を図り、生産面積の拡大を視野に入れ、観光資源としての活用についても取り組みます。

### ④ 畜産物

採卵鶏、乳牛、肉牛など消費者ニーズに即応した高品質な畜産物の安定生産を基本として、生産コストの低減など経営の合理化に取り組みます。

また、生産活動の副産物である家畜排泄物の適切な処理については、耕種農家との耕畜連携による排泄物の堆肥化等の循環型農業を推進するとともに、畜産環境保全対策や衛生対策など環境に配慮した農業体制の確立に取り組みます。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1の基本的な方向で示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標として、本市における主要な営農類型について区分すると次のとおりである。

なお、具体的な営農類型については、9ページ以降のとおりである。

## 営農類型の区分

- 1 個別経営体1 水稲専作
- 2 個別経営体2 露地野菜専作（ネギ）
- 3 個別経営体3 施設野菜専作（トマト+キュウリ）
- 4 個別経営体4 果樹専作（ナシ）
- 5 個別経営体5 農産加工+水稲専作
- 6 組織経営体1 水田農業（水稲+麦+大豆）

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の基本的な方向で示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標として、本市における主要な営農類型について区分すると次のとおりである。

なお、具体的な営農類型については、15ページ以降のとおりである。

## 営農類型の区分

- 1 個別経営体1 露地野菜専作（ネギ）
- 2 個別経営体2 施設野菜専作（トマト+キュウリ）

個別経営体 1

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稻専作	水田 23ha うち自作地 3ha うち借入地 20ha 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名) 雇用 1名	所得 571万円 労働時間 3,174時間 家族労働 1,694時間	[資本装備] ・トラクター ・側条施肥田植機 ・コンバイン 5条 ・畦塗機 ・ドライブハロー ・乾燥・調整施設 25ha規模 ・トラック ・フォークリフト ・播種機 ・育苗機 ・パイプハウス ・作業場、倉庫 [技術内容] ・ほ場の集約化 ・移植栽培 ・収穫期間を1ヶ月となる計画的な作付け ・機械費の削減 ・ラジコンヘリコプター等による 病虫害の共同防除 ・ペーストール発肥料の導入	・長期間安定借地 ・ほ場の団地化 ・ほ場別栽培記録 ・春秋のパート導入 ・複式簿記の記帳 ・農業経営基盤強化 準備金制度の活用	・計画的な休憩 ・各種の保険加入 ・家族経営協定の 締結

【算定根拠】

$$\text{農業粗収益} - \text{農業経営費} = \text{農業所得}$$

$$2,286\text{万円} \quad 1,715\text{万円} \quad 571\text{万円}$$

- |                            |                |
|----------------------------|----------------|
| 1 品目 (作型・品種)               | 6 単位規模当たりの労働時間 |
| コシヒカリ 12ha                 | 13.8時間/10a     |
| 飼料用米 11ha                  | 7 一時間当たりの雇用労賃  |
| 2 規模                       | 1,100円         |
| 23ha                       | 8 借入地面積        |
| 3 生産量                      | 20ha           |
| コシヒカリ 64,800kg (540kg/10a) | 9 10a当たり地代     |
| 飼料用米 66,000kg (600kg/10a)  | 12,500円        |
| 4 単価                       | 10 想定地域        |
| コシヒカリ 183円/kg              | 西部地域           |
| 飼料用米 10円/kg                |                |
| ※飼料用米交付金等94,000円/10a       |                |
| 5 所得率                      |                |
| 25.0%                      |                |

個別経営体 2

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様		
露地野菜 専作 (ネギ)	畑 1.10ha 労働力 家族 2.5名 (主たる従事者1名) 雇用 1名	所得 553万円 労働時間 5,885時間 家族労働 4,500時間	[資本装備] ・トラクター ・ネギ管理機 ・稚苗移植農具一式 ・動力噴霧器 ・揚水機 ・掘取機 ・半自動調製機 ・コンプレッサー ・貨物自動車 ・育苗ハウス ・作業舎 [技術内容] ・出荷期間の長期化 ・適正な品種構成 ・土づくり ・稚苗育苗 ・フェロモン剤利用による防除回数削減 ・減農薬・減化学肥料栽培 (ちばエコ認証)	・長期間安定借地 ・ほ場の団地化 ・ほ場別栽培記録 ・収穫・出荷時のパート導入 ・複式簿記の記帳	・計画的な休憩 ・各種の保険加入 ・家族経営協定の締結		
<p><b>【算定根拠】</b></p> <p>農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得 1,064万円      511万円      553万円</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>1 品目 (作型・品種)</p> <p>秋冬ネギ 80a 春ネギ 20a 初夏ネギ 10a</p> <p>2 規模 110a</p> <p>3 生産量</p> <p>秋冬ネギ 26,000kg (3,250kg/10a) 春ネギ 7,000kg (3,500kg/10a) 初夏ネギ 3,500kg (3,500kg/10a)</p> <p>4 単価</p> <p>秋冬ネギ 280円/kg 春ネギ 280円/kg 初夏ネギ 400円/kg</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>5 所得率</p> <p>秋冬ネギ 51% 春ネギ 53% 初夏ネギ 55%</p> <p>6 単位規模当たりの労働時間 535時間/10a</p> <p>7 一時間当たりの雇用労賃 1,100円</p> <p>8 想定地域 中部地域</p> </td> </tr> </table>						<p>1 品目 (作型・品種)</p> <p>秋冬ネギ 80a 春ネギ 20a 初夏ネギ 10a</p> <p>2 規模 110a</p> <p>3 生産量</p> <p>秋冬ネギ 26,000kg (3,250kg/10a) 春ネギ 7,000kg (3,500kg/10a) 初夏ネギ 3,500kg (3,500kg/10a)</p> <p>4 単価</p> <p>秋冬ネギ 280円/kg 春ネギ 280円/kg 初夏ネギ 400円/kg</p>	<p>5 所得率</p> <p>秋冬ネギ 51% 春ネギ 53% 初夏ネギ 55%</p> <p>6 単位規模当たりの労働時間 535時間/10a</p> <p>7 一時間当たりの雇用労賃 1,100円</p> <p>8 想定地域 中部地域</p>
<p>1 品目 (作型・品種)</p> <p>秋冬ネギ 80a 春ネギ 20a 初夏ネギ 10a</p> <p>2 規模 110a</p> <p>3 生産量</p> <p>秋冬ネギ 26,000kg (3,250kg/10a) 春ネギ 7,000kg (3,500kg/10a) 初夏ネギ 3,500kg (3,500kg/10a)</p> <p>4 単価</p> <p>秋冬ネギ 280円/kg 春ネギ 280円/kg 初夏ネギ 400円/kg</p>	<p>5 所得率</p> <p>秋冬ネギ 51% 春ネギ 53% 初夏ネギ 55%</p> <p>6 単位規模当たりの労働時間 535時間/10a</p> <p>7 一時間当たりの雇用労賃 1,100円</p> <p>8 想定地域 中部地域</p>						

個別経営体 3

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜 専作 (トマト+ キュウリ)	ハウス 2,500m <sup>2</sup>  労働力 家族 2名 (主たる従事者1名) 雇用 1名	所得 524万円  労働時間 3,640時間  家族労働 3,600時間	[資本装備] ・硬質プラスチックハウス ・自動天窓装置 ・加温装置 ・パソコン ・トラクター ・ロータリー ・土壌消毒機 ・防虫ネット [技術内容] ・虫媒授粉による交配 ・キュウリ蔓下し栽培法の導入 ・土壌分析による合理的な施肥 ・複合環境制御による省力化	・共同選果施設の利用 ・販売方法の検討 ・生産と販売の分離 ・パソコン活用による経営管理 ・機械選果による省力化	・作業強度の軽減 ・臨時雇用の導入 ・休日の確保 ・家族経営協定の締結
【算定根拠】					
$\text{農業粗収益} - \text{農業経営費} = \text{農業所得}$ $1,545\text{万円} - 1,021\text{万円} = 524\text{万円}$					
1 品目(作型)				5 所得率	
越冬キュウリ				越冬キュウリ	37%
半促成トマト				半促成トマト	28%
2 規模				6 単位規模当たりの労働時間	
越冬キュウリ 25a				越冬キュウリ	980時間/10a
半促成トマト 25a				半促成トマト	730時間/10a
3 生産量				7 一時間当たりの雇用労賃	
越冬キュウリ 30,000kg (12,000kg/10a)					1,100円
半促成トマト 18,750kg (7,500kg/10a)				8 想定地域	東部地域
4 単価					
越冬キュウリ	340円/kg				
半促成トマト	280円/kg				

個別経営体 4

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
果樹専作 (ナシ)	露地 1.2ha  労働力 家族 2名 (主たる従事者1名)	所得 551万円  労働時間 3,370時間	[資本装備] ・トラクター ・アタッチメント ロータリー マニュアルレックタ ブロードキャスター ロータリーカッター ホルディング フロントローダー スピードスプレヤー  ・果樹棚 ・多目的防災網 ・収穫台車 ・トレー ・軽トラック ・選果機 ・採やく器、開やく器 ・作業舎、直売所 [技術内容] ・黒星病、カミシ等の 病虫害適正防除 ・花芽摘除、摘蕾、 摘花、人工授粉、 早期摘果 ・適正な新梢管理、 夏季管理 ・土壤改良と地力向上 ・省力的樹形 ・「幸水」計画的改 植と早期成園化 ・「あきづき」高接 ぎ更新	・販売方法の検討 ・生産と販売の分離 ・パソコン活用によ る経営管理 ・機械選果による 省力化	・作業強度の軽減 ・臨時雇用の導入 ・休日の確保 ・家族経営協定の 締結
【算定根拠】					
<p style="text-align: center;">農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得                      1,225万円      674万円      551万円</p>					
1 品 目 (作型・品種)				4 単 価      直売	
ナシ (露地栽培・幸水)				幸水      540円/kg	
(露地栽培・豊水)				豊水      490円/kg	
(露地栽培・あきづき)				あきづき 500円/kg	
2 規 模				5 所得率 45%	
120a (成園115a、育成園5a)					
幸水      50a				6 単位規模当たりの労働時間	
豊水      35a				293時間/10a	
あきづき 30a					
3 生産量				7 想定地域	
幸水      1,800kg/10a				中部地域	
豊水      2,300kg/10a					
あきづき 2,300kg/10a					

個別経営体 5

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様												
農産加工 ＋ 水稲専作	餅加工 切り餅 丸餅 のし餅 赤飯 五目おこわ  水田 6ha 糯 2.6ha 粳 3.4ha  労働力 家族 2名 (主たる従事者1名)	所得 544万円  労働時間 3,600時間	[資本装備] ・加工室 ・ボイラー ・餅つき機 ・餅切り機 ・さまし台 ・セイロ等加工器具一式 ・トラクター ・コンバイン ・田植え機 ・乾燥機施設一式 ・軽トラック  [技術内容] ・農産加工技術 ・餅加工の仕上げのタイミング ・適正な冷却時間 ・見栄えのする商品作り ・ご飯物蒸し上がり時の水分調整 ・朝市、直売所での販売対応	・良質原材料の確保 ・商品のバラエティー化 ・安心感ある商品管理 ・個性ある商品アピール方法 ・パソコンによる顧客管理 ・周年製造販売体制 ・年末需要への対応 ・衛生管理の徹底 ・商品表示の徹底 ・リピーターの確保 ・売り切る販売方法	・定休日の設定 ・更衣室の設置 ・給料制導入 ・PL保険の加入 ・家族経営協定の締結												
<b>【算定根拠】</b>																	
<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:right;">農業粗収益</td> <td style="text-align:center;">－</td> <td style="text-align:center;">農業経営費</td> <td style="text-align:center;">＝</td> <td style="text-align:center;">農業所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:right;">1,821万円</td> <td></td> <td style="text-align:center;">1,277万円</td> <td></td> <td style="text-align:center;">544万円</td> <td></td> </tr> </table>						農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得		1,821万円		1,277万円		544万円	
農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得													
1,821万円		1,277万円		544万円													
1 品目				5 所得率													
農産加工				農産加工	31%												
水稲				水稲	25%												
2 規模				6 単価													
水稲 6ha (糯2.6ha 粳3.4ha)				餅加工品	900円/kg												
3 生産量				赤飯	1,200円/kg												
もち米 11,700kg (450kg/10a)				五目おこわ	1,200円/kg												
主食用米 18,360kg (540kg/10a)				米	183円/kg												
4 販売量				7 一日当たりの労働時間													
餅加工 6,636kg					7.2時間												
赤飯 3,588kg				8 想定地域													
五目おこわ 3,816kg					西部地域												
米 18,360kg																	



組織経営体

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水田農業 (水稲+ 麦+大豆)	水田45ha うち自作地 10ha  借入地 35ha  水稲30ha 大豆15ha 小麦15ha  労働力 構成員4人 (主たる従事者4名) 雇用 3人	所得 2,106万円 (主たる従事者 1人あたり 526万円) 労働時間 6,270時間  基幹労働力 構成員 4人で 4,506時間 (主たる従事者 1人あたり 1,126.5時間)	[資本装備] ・トラクター ・側条施肥田植機 ・コンバイン ・畔塗り機 ・代掻ハロー ・乾燥調製施設 30ha規模(汎用乾 燥機) ・作業舎 ・格納庫 ・トラック ・サブソイラー ・ハーシター ・ブームスプレーヤー ・ロータリカルチ ・汎用コンバイン ・大豆選別機 [技術内容] ・水稲 移植栽培 ・大豆 300A技術 ・麦 収量・品質に 優れる品種の導入	・長期借地 ・圃場の団地化 ・2年3作ブロック ローテーション ・生産記録 ・繁忙期の雇用 ・農業経営基盤強化 準備金制度の活用	・法人化 ・雇用の導入

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 5,676\text{万円} & & 3,570\text{万円} \quad 2,106\text{万円} \end{array}$$

1 品種構成

水稲 ふさおとめ、ふさこがね、コシヒカリ  
大豆 サチユタカ、フクユタカ  
小麦 さとのそら

2 生産量

水稲 162,000kg (540kg/10a)  
大豆 31,500kg (210kg/10a)  
小麦 45,000kg (300kg/10a)

3 単価

水稲 183円/kg  
大豆 100円/kg  
小麦 30円/kg  
※助成金2,256万円

4 所得率

37%

5 単位面積当たりの労働時間

水稲 13.3時間/10a  
大豆 7.6時間/10a  
麦 7.6時間/10a

6 一時間当たりの雇用労賃

1,100円

7 借入面積

35ha

8 10a当たり地代

12,000円

9 想定地域

西部地域

個別経営体 1

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
露地野菜 専作 (ネギ)	畑 70a 労働力 家族 2名 (主たる従事者 1名)	所得 271万円 労働時間 2,996時間	[資本装備] ・トラクター ・動力噴霧器 ・軽トラック ・作業舎 ・育苗ハウス ・皮むき機 ・ネギ管理機 ・コンプレッサー [技術内容] ・土壌分析による 施肥管理 ・耐寒性、晩抽性 等栽培時期に適 した品種の採用	・農作業日誌の記 帳活用 ・パソコンによる 経営管理	・定期的な休日の 取得 ・家族経営協定の 締結

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 647\text{万円} & & 376\text{万円} \quad 271\text{万円} \end{array}$$

1 品目 (作型・品種)

秋冬ネギ 40a  
春ネギ 20a  
初夏ネギ 10a

2 規模

70a

3 生産量

秋冬ネギ 13,000kg (3,250kg/10 a)  
春ネギ 6,500kg (3,250kg/10 a)  
初夏ネギ 3,500kg (3,500kg/10 a)

4 単価

秋冬ネギ 260円/kg  
春ネギ 260円/kg  
初夏ネギ 400円/kg

5 所得率

42.0%

6 単位規模当たりの労働時間

428時間/10 a

7 想定地域

東部地域

個別経営体 2

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様		
施設野菜 専作 (トマト+ キュウリ)	ハウス 1,500㎡ 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名)	所得 271万円 労働時間 3,800時間	[資本装備] ・パイプハウス ・自動天窓装置 ・加温装置 ・パソコン ・トラクター ・ロータリー ・土壤消毒機 ・防虫ネット [技術内容] ・虫媒授粉による交配 ・キュウリ蔓下し 栽培法の導入 ・土壤分析による 合理的な施肥 ・複合環境制御による 省力化	・共同選果施設の利 用 ・販売方法の検討 ・生産と販売の分離 ・パソコン活用によ る経営管理 ・機械選果による省 力化	・定期的な休日の 確保 ・家族経営協定の 締結		
<p><b>【算定根拠】</b></p> <p style="text-align: center;">農業粗収益 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p style="text-align: center;">810万円                      539万円                      271万円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>1 品 目 (作型)</p> <p>    越冬キュウリ</p> <p>    半促成トマト</p> <p>2 規 模</p> <p>    越冬キュウリ    15a</p> <p>    半促成トマト    15a</p> <p>3 生産量</p> <p>    越冬キュウリ    16,500kg                           (11,000kg/10a)</p> <p>    半促成トマト    11,250kg                           (7,500kg/10a)</p> <p>4 単 価</p> <p>    越冬キュウリ    300円/kg</p> <p>    半促成トマト    280円/kg</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>5 所得率</p> <p>    越冬キュウリ    37%</p> <p>    半促成トマト    28%</p> <p>6 単位規模当たりの労働時間</p> <p>    越冬キュウリ    980時間/10a</p> <p>    半促成トマト    730時間/10a</p> <p>7 想定地域</p> <p>    東部地域</p> </td> </tr> </table>						<p>1 品 目 (作型)</p> <p>    越冬キュウリ</p> <p>    半促成トマト</p> <p>2 規 模</p> <p>    越冬キュウリ    15a</p> <p>    半促成トマト    15a</p> <p>3 生産量</p> <p>    越冬キュウリ    16,500kg                           (11,000kg/10a)</p> <p>    半促成トマト    11,250kg                           (7,500kg/10a)</p> <p>4 単 価</p> <p>    越冬キュウリ    300円/kg</p> <p>    半促成トマト    280円/kg</p>	<p>5 所得率</p> <p>    越冬キュウリ    37%</p> <p>    半促成トマト    28%</p> <p>6 単位規模当たりの労働時間</p> <p>    越冬キュウリ    980時間/10a</p> <p>    半促成トマト    730時間/10a</p> <p>7 想定地域</p> <p>    東部地域</p>
<p>1 品 目 (作型)</p> <p>    越冬キュウリ</p> <p>    半促成トマト</p> <p>2 規 模</p> <p>    越冬キュウリ    15a</p> <p>    半促成トマト    15a</p> <p>3 生産量</p> <p>    越冬キュウリ    16,500kg                           (11,000kg/10a)</p> <p>    半促成トマト    11,250kg                           (7,500kg/10a)</p> <p>4 単 価</p> <p>    越冬キュウリ    300円/kg</p> <p>    半促成トマト    280円/kg</p>	<p>5 所得率</p> <p>    越冬キュウリ    37%</p> <p>    半促成トマト    28%</p> <p>6 単位規模当たりの労働時間</p> <p>    越冬キュウリ    980時間/10a</p> <p>    半促成トマト    730時間/10a</p> <p>7 想定地域</p> <p>    東部地域</p>						

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の主要な農産物である米やねぎ、きゅうりなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、山武農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

#### 2. 市町村が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、山武農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、市が主体となって、山武農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携することにより、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制の構築を目指す。

加えて、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を

作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3. 関係機関の連携・役割の考え方

本市は、山武農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と緊密な連携をとり、就農相談対応や人材確保に係る支援を行います。また、就農希望者の営農計画作成に対する支援を行います。

就農希望者等の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等をサポートします。

農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行います。

農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与など必要なサポートを行います。

山武農業事務所は担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行います。

個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行います。

### 4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、山武農業事務所へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう山武農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標をおおむね10年後の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、次に掲げるとおりである。

地 域	予想農用地面積 (A)	利用集積の目標面積 (B)	目標シェア (B/A×100)
大網白里市	1, 9 3 2 ha	6 7 6 ha	3 5 %

注1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準じる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積シェアの目標である。

注2 目標年次は、おおむね10年後とする。

## ○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

## 2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

平坦部においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、山間部においては、高齢化が進み離農者が増加したことで、担い手不足が急速に進んでおり、認定農業者は少数存在するものの、農地の利用が不便であることや、稲作を中心とした作型を目指していることから、利用権の設定等が進んでおらず、農地の継続的な利用が見込めない状況となっている。

### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、集落・地域の話し合いにより「地域計画」を策定、推進するとともに、具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

施 策	施策の内容	事業名
意欲ある担い手の確保・育成	農業の担い手となる新規就農者の確保、集落営農及び農業後継者の組織化を図り、地域農業を継続していく体制づくりを推進する	担い手総合支援事業
経営の支援体制づくり	共同利用の促進と計画的な農業機械施設の導入・更新を支援し、作業効率の向上によって、担い手の経営安定と併せ育成を図る	農業を強くする支援事業

生産の集約と農用地の集積	認定農業者等に対し農地の流動化を促進し、地域農業の担い手に農地の利用集積を推進する	担い手農地集積事業
--------------	---	-----------

### (3) 関係団体等との連携体制

関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

千葉県が策定した「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」に定める農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に即して、本市の地域特性である水稻を中心とした多品目生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。

本市は農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項の規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- (2) 利用権設定等促進事業
- (3) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (4) 受委託による農作業の実施を促進する事業
- (5) 農業経営の改善のために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (6) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- (7) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

### 1. 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項の規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

#### (1) 第18条第1項の協議の場の設置方法

##### ①協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定する。

##### ②開催に係る情報提供の方法

開催にあたっては、本市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

##### ③参加者

農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、千葉県、本市及びその他の関係者とする。

##### ④協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映され

るように調整を行う。

#### ⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業振興課に設置する。

#### (2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

#### (3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本市は、地域計画の策定に当たって、千葉県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## 2. 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法〔昭和27年法律第229号〕第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからdまでに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、a及びdに掲げる要件のすべて）を備えること。

a. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地も含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

b. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

c. その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

d. 所有権の移転を受ける場合は、上記のaからcまでに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確実に確保できること等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること

イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

ウ. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）と



して利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができる」と認められること

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの a 及び b に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、a に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは法第 7 条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下「政令」という。）第 3 条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
  - ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - イ 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
  - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため、利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分及び株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

### （3）開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア. 当該開発事業の実施が確実であること
  - イ. 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること
  - ウ. 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること

### （4）農用地利用集積計画の策定期

- ① 本市は、（5）の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定める。

### （5）要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申し出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む)、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間、借賃及びその支払い方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定又は移転に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該

所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法第６条の２で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ロ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(ハ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(ニ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(８) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(７)の②に規定する土地ごとに(７)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(９) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めたとき又は(５)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(７)の①から⑥までに掲げる事項

を市の掲示板への掲示により公告する。

(１０) 公告の効果

本市が、(９)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。

(１１) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

## (12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。

## (13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業の実施等）の働きかけ等を行う。

## 3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

## (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

## (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

## (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

## (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき、法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規定について、市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規定が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること

イ. 実施地区が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること

ウ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

エ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

オ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について、農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、その他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程においてさだめることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ. 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定

農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該地区内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体の認定を受けようとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、山武農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益社団法人千葉県園芸協会)等の指導、助言を求めてきたときは、県担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が得られるように努めます。

### 4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

- ① 農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。



(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等の推進により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力ある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進します。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業と比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムの検討を行います。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の5に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

千葉県農業者総合支援センターや山武農業事務所、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実現する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって千葉県立農業大学校や山武農業事務所、農業委員、農地利用最適化推進委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、山武農業事務所による直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、農業協同組合が運営する直売施設「山武緑の風」への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金・経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については千葉県農業者総合支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については千葉県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては山武農業事務所、農業協同組合、大網白里市認定農業者や指導農業者等、農地の確保については農業委員会、農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ①本市は、瑞穂地区経営体育成基盤整備事業（平成16年度～平成27年度）、山辺地区経営体育成基盤整備事業（令和3年度～令和10年度予定）による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の汎用化を進めるとともに九十九里地区広域営農団地農道整備事業（平成8年度～令和9年度予定）を推進することにより、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図ります。
- ②本市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ります。
- ③本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮します。

### (2) 推進体制等

#### ① 事業推進体制

本市は、農業委員会、山武農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2及び第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関、団体別の行動計画を検討します。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営の育成及び農用地利用の集積を推進します。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、県担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

(3) その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとする。

**第6 その他**

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。
2. この基本構想は、平成26年10月8日から施行する。
3. この基本構想は、令和5年 月 日から施行する。

## 別紙1（第5の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定等を受ける土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める用件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社等（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・・・耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地として行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5号、7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること

## 別紙2（第5の2（2）関係）

### I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間又は残存期間	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間、その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において、栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>なお、特定法人貸付事業による場合には、第6の3の(1)によるものとする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定又は移転される利用権の当事者が当該利用権の存続期間又は残存期間の途中において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定又は移転を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定又は移転を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間又は残存期間	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>Iの③に同じ。</p> <p>この場合において、Iの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	Iの④に同じ。

#### IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>